

東京都北区立ふれあい館管理運営要綱

30北地地第3351号

平成31年3月27日区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都北区立ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）の管理及び運営について、東京都北区立ふれあい館条例施行規則（以下「規則」という。）第12条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、東京都北区立ふれあい館条例（以下「条例」という。）及び規則で使用する用語の例による。

(抽選方法)

第3条 規則第2条第3項に規定する抽選の方法は、各ふれあい館の管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

(使用の不承認に該当する事項)

第4条 条例第5条第3項第1号又は第3号の規定に該当するときとは、次に掲げる場合をいう。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 商品の宣伝、販売、勧誘その他の営業行為で利用しようとするとき。
- (2) 興業師、講師等が材料費等に係る実費相当額を超える会費を得て主催する行事又は教室で利用しようとするとき。
- (3) その他管理者が、ふれあい館の管理上特にその利用を承認しないことが適切と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第5条 条例第11条の規定により使用承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用の承認をした後に、前条各号に掲げる事由が判明したとき。
- (2) 使用中に、前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (3) 承認した申請時の活動内容と異なる使用をしたとき。
- (4) 乱暴な言動、職員に対する面会の強要等他の使用者又は職員に危害を及ぼすような行為をしたとき。
- (5) 故意又は重大な過失をもって、施設、備品等を破損し、又は滅失したとき。

- (6) 他の利用者又は近隣の住民の迷惑となるような大音量の音楽等の演奏若しくは再生、叫び声その他の大声を発し又は足を踏み鳴らしたり、壁を叩いたりする行為をしたとき。
- (7) その他管理者が、ふれあい館の管理上特にその利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、中止させ、若しくは停止させることが適切と認めるとき。

(使用料の還付等)

第6条 規則第5条第1号に規定する使用者の責任によらない理由で使用できなくなった場合とは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 東京都23区西部（東京都港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、千代田区、中央区、文京区、豊島区、北区、板橋区内の地域をいう。）に暴風雨に関する特別警報又は警報が発令されているとき。
- (2) 積雪により使用が困難なとき。
- (3) 地震の発生により使用が困難なとき。
- (4) その他区長が使用できないと認めるとき。

(禁止行為)

第7条 規則第11条第4号に掲げる行為とは、次のとおりとする。

- (1) 使用の承認を受けた集会室等以外を利用すること。
- (2) 収容定員を超えること。
- (3) 意図的に私物を施設に放置すること。
- (4) ごみを各自で処分しないこと。
- (5) 施設使用時間内に準備と後片付けを終了しないこと。
- (6) 附帯設備等を館外に持ち出すこと。
- (7) 施設を汚す可能性のある行為をすること。
- (8) 飲食、又は飲酒することを禁止している場所で、それらの行為をすること。
- (9) 施設の設備を本来の目的以外で使用すること。
- (10) 使用承認書の裏面「ふれあい館使用上の注意」に従わないこと。
- (11) その他係員の指示に従わないこと。

(利用の制限)

第8条 15歳未満の利用者が使用する場合には、保護者1名以上の同伴を必要とするものとする。ただし、15歳であっても中学生は、15歳未満とみなす。

(その他)

第9条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、ふれあい館の管理及び運営等につ

いて必要な事項は、必要に応じて地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。